

MAを活かすために望まれる政策と措置

Desirable policy and measures in line with MA recommendations

1. 生物多様性に基づき、ミレニアム開発目標の達成を

生物多様性という概念は、抽象的で正確な理解が難しい。MAは、世界各地での観測データやその科学的分析に基づいて、生物多様性の現状と課題を表しており、いわば、生物多様性を人間にわかりやすいように映し出す鏡の役割を果たしている。したがって、MAの内容ができるだけ多くの人々に認識される必要があり、そのためには、環境教育・普及啓発が重要である。

次に、このような生物多様性に関して、人間は、生態系を基礎とする生態系アプローチをとらなければならない。生物多様性および人間活動に対しては統合的管理を行う必要がある。

統合的管理にあたっては、参加型管理、適応型管理も求められる。具体的な活動に際しては、事前の環境評価が必要であり、自然環境に加えて、社会・文化環境に関する評価も行わなければならない。

以上の手続きを尽くして初めて持続可能な開発が成り立ち、それにより、ミレニアム開発目標の達成が可能となる。

2. 必要とされる法令の整備に向けて

以上に照らしてみると、既存の条約や各国の国内法令には不十分な点が目立つとともに、関連セクター間の協力不足、公衆参加に対する制約および腐敗の存在が事態を一層悪化させている。

したがって、効果的な生態系管理のための制度的条件の整備が急務であり、上述のガイドライン等に示されている諸原則に則した法令の変更を要する。特に、公物としての生態系管理については、国際法および国内法ともに新たな観点からの整備が必要である。

そのような改善整備にあたっては、以下を行うことが有効であり、推奨し得る。それらは、環境法相互間および環境法と他の法との間の調整、生態系に関わる決定における透明性と説明責任の確保、利害当事者の関与の保証、意志決定の適切な分権化と統合化、市場と生態系との関係の規律、統合的な資源管理制度の設定などである。

参考文献

(財)地球・人間環境フォーラム、月刊誌
グローバルネット
173および174号、2005年4月および5月